

鈴鹿市民会館・文化会館「S プラス友の会」会則

(名称及び目的)

第1条 この会は、鈴鹿市民会館・文化会館「S プラス友の会」(以下「友の会」という)と称し、芸術文化に広く関心を持つ人々によって構成され、鈴鹿市民会館および鈴鹿市文化会館(以下「鈴鹿市民会館・文化会館」という)を支援し、地域文化の活性化・向上に寄与することを目的とする。

(会則及び事務局)

第2条 友の会の会則は、鈴鹿市民会館・文化会館の指定管理者である鈴鹿アートライフデザインが定め、事務局を鈴鹿市文化会館におく。

(会員)

第3条 友の会は、本会の目的に賛同し、本規約を承認の上、年会費の納入等必要な手続きをして登録した会員で組織する。

1. 会員の区分は以下のとおりとする。

個人単位の会員とし、会員資格の有効期限(以下「会員期間という」は、入会日からその日の属する年度の末日までとする。

2. 会員は、会員期間の満了後も会員を継続しようとする場合は、会費を支払われなければならない。この場合においては、入会の申込手続きを簡素化するものとする。

(会費)

第4条 会費は次のとおりとし、納入された会費は、いかなる場合も一切返金しないものとする。
会員 1,000 円(税込)

(会員証)

第5条 会員は、会員登録完了後、鈴鹿市民会館・文化会館の事務所にて会員証を発行する。会員証は、会員期間が満了するまでの間、会員資格を証するものとする。

会員証は会員本人のみが利用できるものとし、他人に譲渡、貸与することはできない。

会員証を紛失等したときは、その旨を鈴鹿市民会館・文化会館の事務所に届け出て会員証の再発行をうけることができる。その場合は100円の事務手数料が発生する。

(会員特典)

第6条 会員は次の特典を受けられるものとする。

① 鈴鹿市民会館・文化会館における主催事業のうち指定管理者が指定する事業を先行販売し、原則として会員証1枚につき1事業4枚まで購入できるものとする。但し、事業によっては購入できる枚数を変える場合もある。

② 鈴鹿市民会館・文化会館における主催事業のうち指定管理者の指定する事業に優先的に入場できるものとする。

③ 鈴鹿市民会館・文化会館における主催事業のうち指定管理者が指定する事業の入場券を割引し、会員価格で購入することができる。

④ チケットの発売情報として、会報誌「S+ (エスプラス)」やメールマガジンの送付を受けることができる。

(個人情報の取扱いについて)

第7条 本会は友の会入会のために、提供を受けた個人情報の取扱いについては下記のとおり適正に取扱う。

- (1) 個人情報の利用目的について：本会は「友の会」の運営及びサービス提供の際に使用する。
- (2) 個人情報の預かりについての同意、不同意について：入会希望者は入会申込書記載の「個人情報取り扱い」に同意の上で申込みとする。同意されない場合は入会申込みできない。
- (3) 個人情報の第三者提供について：法令で定める場合以外、本人の同意なしで預かった個人情報を第三者に提供することはない。
- (4) 開示・訂正・削除の請求について：提供した個人情報について本人からの請求であると確認できた場合に限り本会が確認可能となる。個人情報開示などの請求は下記個人情報管理責任者に問い合わせるものとする。
- (5) 個人情報取り扱いに関するお問い合わせ先：
鈴鹿市民会館および鈴鹿市文化会館指定管理者 鈴鹿アートライフデザイン 代表構成員 株式会社 JTB コミュニケーションデザイン
鈴鹿市民会館・鈴鹿市文化会館 個人情報管理責任者
TEL：059-382-8111 (9:00～17:00)

(規約の改正)

第8条 この規約を改正する時は、会員各位に告知する。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は事務局が定める。

付 則

この会則は、令和7年4月1日から施行する。